

令和 7 年度

廃食油売却に関する仕様書

(単価契約)

(番号)

令和7年度 () 第252009号

(件名)

廃食油の売却単価契約

(場所)

伊賀市 奥鹿野 地内

廃食油の売却単価契約 仕様書

伊賀南部クリーンセンターで、資源収集および施設搬入により生ずる廃食油の売却を行う。

1. 場所及び品名

場 所 伊賀南部クリーンセンター（伊賀市奥鹿野1990）

品 名 廃食油

品 名	内 容	発生予定数量 ※	保管場所
廃食油	・資源収集または施設への搬入による廃食油をドラム缶に保管	約5,400kg (約6,000L)	リサイクル施設内 廃食油ストックヤード

※ 数字は期間内見込数量合計であり、増減が生じる場合がある。

2. 契約方法 1 k g 当 たりの単価契約（発注者所有の計量器によるものとする。計量不可の場合、比重を0.9と固定し、200Lドラム缶の場合180kgとする。）

3. 契約単価は、上記施設渡しとし、積み込み、運搬等の経費一切を含むものとする。
受注者が上記施設内外において被る事故、災害等によって受ける損失は、発注者はその責を負わない。

4. 期間については、契約日から令和8年 3 月 3 1 日までとする。

5. 搬出については、発注者の指定する日及び時間内に行い、受注者の計量により検収を行うものとする。

6. 売却代金については、発注者が発行する伝票に基づき毎月末に集計され発行する納付書により支払う。

7. 予測不能な経済事情等の変化により、市況単価との大幅な差異が生じた場合、双方の協議のうえ適正な価格を再設定し改定できるものとする。

8. 発注者は、不都合がある時は契約期間内であっても契約を解除することができる。

品 名	形 状	単 位	単 価
廃食油	現状のとおり	1 k g 当 たり	(円)

廃食油の売却単価契約 特記仕様書

（目的）

第1条 伊賀南部環境衛生組合（以下、発注者という。）が発注する廃食油の売却単価契約は、資源の再生利用を目的として適正な処理を行うものとする。

（履行期間）

第2条 契約日 から 令和8年 3 月 3 1 日までとする。

（対象物）

第3条 対象物は、主に資源収集または伊賀南部クリーンセンター（伊賀市奥鹿野 1 9 9 0 番地）への搬入によるもので、施設内ストックヤード内に設置のドラム缶で保管されたものとする。

（作業実施要領）

第4条 処理作業は、受注者の責任において適正に行い、資源化に努めること。

（資源の搬出及び報告）

第5条 現状のまま引取り、売却物の処理に必要な選別、不適合物の処理等については受注者が行う。伊賀南部クリーンセンター内での選別は原則として禁止する。

2. 受注者は発注者の指定する日、当該施設の開場時間内に延滞なく搬出すること。ただし、時間内での搬出が出来ないなど不測の事態や、その他やむを得ない事情があり発注者の承認がある場合、この限りではない。
3. 抜き取り方法は吸引車のほかドラム缶の積み込みによるものも可とするが、積み込みのため発注者の所有車両を使用する場合、業務に支障の無いように調整を行うこと。また、使用により施設や機器の破損が生じた場合、受注者の責において直ちに復旧を行うものとする。なお、空ドラム缶の返却有無は問わない。
4. 受注者が業務において被る事故、災害等によって受ける損失は、発注者はその責を負わない。
5. その他疑義のある場合は、発注者と協議の上決定すること。

（代金の支払い）

第6条 受注者は、計量伝票または引取伝票から毎月末に集計された重量に契約単価を乗じ、さらに消費税及び地方消費税を加算した額で発注者が発行する納付書により支払うこと。

（器具機材等の負担及び維持管理）

第7条 業務の履行に必要な器具機材等は、受注者の負担とする。また使用器具機材については適正に管理し、故障等の発生を未然に防ぐよう努めるものとする。

（秘密の保持）

第8条 職務上知り得た秘密は、第三者に洩らしてはならない。

（書類の整備）

第9条 受注者は、業務の内容を明確にするため、次の必要書類を整備しなければな

らない。

1. 処理実績報告書
2. その他発注者が必要とする書類